

超小型モビリティの認定制度について

1. 超小型モビリティ認定制度の概要

地域の手軽な移動の足として主に近距離輸送に利活用される超小型モビリティについて、安全確保を最優先に考え、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）（以下「保安基準」という。）第 55 条第 1 項に基づく基準緩和認定制度を活用し、①高速道路等は走行しないこと、②交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること、等を条件に、大きさ、性能等に関して一定の条件を付すことで、安全・環境性能が低下しない範囲で一部の基準を緩和し、公道走行を可能とする制度です。

なお、この制度を活用した地方公共団体等における超小型モビリティの先導的・試行的導入により、超小型モビリティに係る技術的な資料を得るとともに、成功事例の創出や国民理解の醸成を促し社会受容性を高めることで、将来的な保安基準等の見直し等について検討するに当たっての参考とします。

2. 対象とする超小型モビリティ及び保安基準の基準緩和項目

（「道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）」の一部改正）

（1）対象とする超小型モビリティ

以下の要件を全て満たすものを認定制度の対象とする。

- ① 長さ、幅及び高さがそれぞれ軽自動車の規格内のもの
- ② 乗車定員 2 人以下のもの（2 個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあっては、3 人以下）
- ③ 定格出力 8 キロワット以下（内燃機関の場合は 125cc 以下）のもの
- ④ 高速道路等^{※1}を運行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行するもの

^{※1} 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 4 条 1 項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 22 条第 1 項の規定により定められている最高速度 60km/h 超の道路

（2）超小型モビリティの基準緩和項目（詳細：別紙 1 参照）

【基準緩和の概要】

- ① 高速道路等を走行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行することを条件に、一部基準の適用除外が可能
- ② 二輪自動車の特性を持つ車幅 1300mm 以下のものについては、灯火器等について二輪自動車の基準を適用可能

- ③ 自動車の最高速度が、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であるものについては、衝突安全性に関する基準の適用除外が可能 等

【その他、安全性向上のための要件等】

- ① 電気自動車等については、歩行者等に当該車両の接近を知らせる車両接近通報装置の装備義務付け
- ② 車両の前後面にそれぞれ基準緩和マークの表示義務付け
- ③ 運転者に対する速度警報装置、衝突警報等、事故防止に繋がる装置の装備の推奨

3. 制度運用の概要（超小型モビリティの認定要領を制定：別紙2参照）

申請者：地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会

申請先：地方運輸局長

申請内容：必要な基準緩和項目及び理由、運行地域、運行上の安全対策 等

認定後の措置：

- ① 一台毎の基準適合性審査（いわゆる車検）を軽自動車検査協会にて実施^{※2}
- ② 使用者に対する運行地域、安全対策等の事前説明（教育）
- ③ 運行時には、各車両に認定書の写しを携帯させるとともに、申請者は、毎年運行結果を地方運輸局長に報告

^{※2} 超小型モビリティの認定を受けた車両については、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第5条の規定に基づく届出（対象地域のみ）等、軽自動車に係る諸制度が適用される

※ 申請書類については、添付ファイル（超小型モビリティの認定要領 様式等）をダウンロードするか、若しくは各地方運輸局の窓口で入手してください。

超小型モビリティに関する道路運送車両の保安基準等の基準緩和項目

(1) 保安基準等の基準緩和

- ①高速道路等を運行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行することを条件に基準緩和可能な項目

内装材の難燃性	第 20 条第 4 項
座席取付強度、シートバックの衝撃吸収	第 22 条第 3 項、第 4 項
シートベルト取付強度 ※ ¹ 、リマインダー	第 22 条の 3 第 2 項、第 4 項
座席空間、座席寸法	第 22 条第 1 項、第 2 項
年少者用補助乗車装置（ISO-FIX 等の一部基準）	第 22 条の 5
乗降口の転落防止装置の装備	第 25 条第 3 項
扉の開放防止	第 25 条第 4 項
前面ガラス強度等	第 29 条第 2 項

※1) シートベルトの装備義務を緩和するものではない

- ②車幅が狭く、被視認性が二輪自動車に近いことから、二輪自動車の基準を適用すること等を条件に基準緩和可能な項目（車幅 1300mm 以下である場合）

灯火器関係 ※ ²	第 32 条～第 41 条の 5
原動機（2 重アクセルリターンスプリング）	第 8 条第 3 項
走行装置（軽合金製ホイールの性能）	細目告示第 89 条第 3 項
施錠装置	細目告示第 92 条第 3 項
制動装置	細目告示第 93 条第 2 項、第 3 項

※2) 側面方向指示器（保安基準第 41 条）は、車幅 1300mm 以下、かつ、全長 2500mm 以下の場合のみ、二輪の保安基準を適用

- ③ミニカー（原付四輪自転車）の事故実態（危険認知速度 30km/h 以下では、死亡事故が極めて少ない）に基づき、自動車の最高速度が、その設計上又は速度抑制装置等の装備により 30 キロメートル毎時以下であることを条件に基準緩和可能な項目

インストルメントパネルの衝撃吸収	第 20 条第 5 項
シートベルト装備、強度	第 22 条の 3 第 1 項、第 3 項
前席ヘッドレスト装備	第 22 条の 4
サンバイザの衝撃吸収	第 45 条第 3 項

(2) 破壊試験が免除される項目

以下の保安基準等については、少量生産車に適用される保安基準第 1 条の 3 に基づき、破壊試験（衝突試験）を免除することとし、構造要件を満たすことで基準に適合していると判断する（衝突安全基準を免除するものではない。）。

かじ取り装置の衝撃吸収	第 11 条第 2 項
燃料装置の燃料漏れ防止	第 15 条第 2 項
衝突後の高電圧安全	第 17 条の 2 第 4 項
衝突時の乗員保護（フルラップ・オフセツ	第 18 条第 2 項～第 5 項

ト前突及び側突※ ³ ）及び歩行者保護（頭部 及び脚部）	
--	--

※3）ただし、以下に掲げる側突構造要件を満たすことが出来ない場合については、サイドインパクトビームによる安全対策を講じることを条件に基準緩和可能

衝突時の乗員保護（側突）	細目告示第 100 条第 13 項
--------------	-------------------

- ・安全性の確保を最優先に考え、①高速道路等は運行しないこと、②交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること、等を条件に、一部保安基準を緩和する。
- ・なお、適用される主な保安基準は以下のとおり。

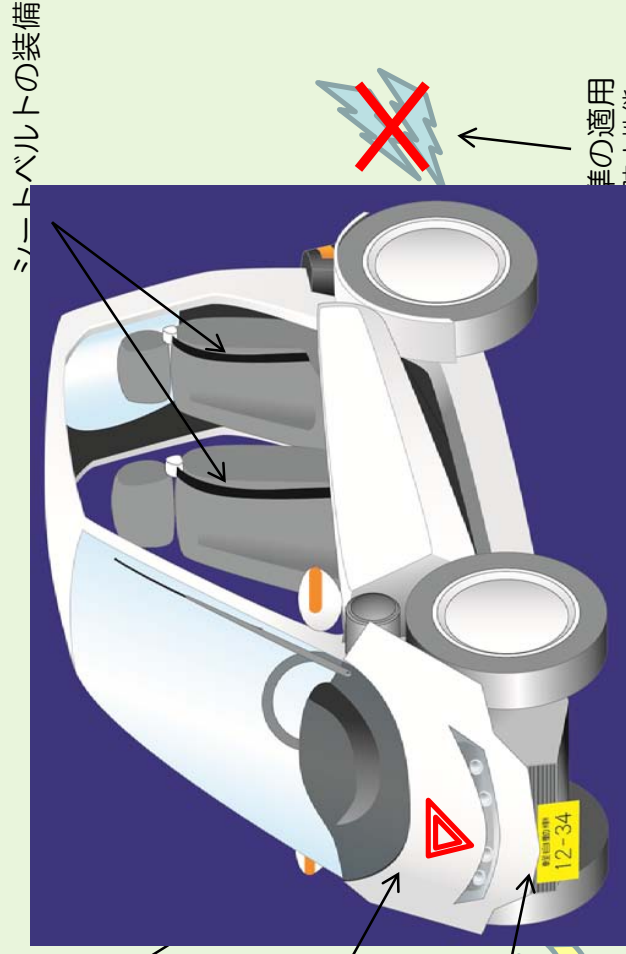
自動車として従来どおり適用される主な基準

衝突安全性能（寸法要件に適合していることを確認）

バックミラーの装備

基準緩和マークの表示
（車両の前後）

（参考）
軽自動車ナンバーの
装着



車両接近通報装置の装備

- * 静粛性の高い電気自動車等の車両の接近を歩行者などに認識してもらうため、一定車速で走行中に音を発生させる装置

緩和できる主な基準

高速道路等を運行せず、交通の安全等が図るための措置を講じた場所において運行すること等を条件に、以下の基準を緩和可能

- ・座席取付強度、シートバックの衝撃吸収
- ・シートベルト取付強度
- ・座席空間、座席寸法
- ・年少者用補助乗車装置（ISO-FIX）

条件に応じて緩和できる主な基準

車幅1300mm以下の車両の場合

二輪自動車の特性を持つことから以下の基準を緩和可能

〔二輪車の基準を適用する装置〕

- ・灯火器
- ・制動装置
- ・施錠装置

速度抑制装置等の装備により、自動車の最高速度30km/h以下の場合

事故実態に基づき死亡事故が極めて少ないことから以下の基準を追加緩和可能

- ・インストルメントパネルの衝撃吸収
- ・シートベルトの装備、強度

超小型モビリティ認定制度の手続きの流れ

別紙3

